

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案の概要

近年の離婚の急増など母子家庭等をめぐる諸状況の変化に対応し、母子家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの総合的な母子家庭等対策を推進。

1 概要

(1) 子育て・生活支援

保育所の優先入所（市町村は、保育所への入所に関し、特別の配慮をしなければならないこと）

子育て短期支援事業の法定化（親の残業、病気などの場合に実施する児童のショートステイ・トワイライトステイ事業を法定化）

父子家庭についても上記の事業を実施

(2) 就労支援

母子家庭就業支援事業（都道府県による相談、職業能力の向上等総合的な就労支援）の創設

母子家庭の母の能力開発及び常用雇用転換への支援事業の創設

(3) 養育費の確保

養育費に関する規定の創設（養育費支払いの義務、国・地方公共団体の養育費確保のための環境整備に関する責務等を規定）

この規定の趣旨を踏まえ、養育費のガイドラインを作成
扶養義務の履行確保に関する施策のあり方についての検討

(4) 経済的支援

母子寡婦福祉貸付金の充実

- ・ 児童本人に対する貸付を創設
- ・ 児童扶養資金の減免制度

児童扶養手当制度の見直し

- ・ 手当の受給期間が5年を超えるときは、政令で定めるところにより手当額の一部を支給しないこととすること

障害や疾病を有する場合には、一部支給停止を適用しない

0～3歳未満の児童を養育する際には十分に配慮

法施行後5年後を目途に適用

各種施策の進展及び離婚の状況などを踏まえ、関係政令を制定

- ・ 手当の請求期限（5年間）の撤廃

(5) 国及び地方公共団体における総合的な自立支援体制の整備

国の基本方針

都道府県・市等の自立促進計画

2 施行期日

平成15年4月1日